

タクシー運賃改定謹告

<消費税引上げに伴う転嫁措置>

毎度タクシーをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

このたび、消費税率が8%から10%へ引上げられることに伴いまして、当地区のタクシー運賃を10月1日から下記のとおり改定させていただく事となりましたので、なにとぞご了承の程よろしくお願い申し上げます。

業界におきましては、輸送の安全とサービスの向上により一層の努力を致してまいりますので、今後とも変わらぬご愛顧の程お願い致します。

令和元年9月27日

一般社団法人埼玉県乗用自動車協会

改定運賃<埼玉県A地区(県南中央、県南東部、県南西部の各交通圏)>

| 種別 | 車種 | 上限運賃及び料金 | |
|----------|---|------------------|-------------------|
| 距離制運賃 | 特大車 | 初乗2kmまで830円 | 加算259mまでを増すごとに90円 |
| | 大型車 | 初乗2kmまで780円 | 加算277mまでを増すごとに90円 |
| | 普通車 | 初乗2kmまで740円 | 加算296mまでを増すごとに90円 |
| 時間距離併用運賃 | 特大車 | 時速10km以下の走行時間につき | 1分35秒までごとに90円 |
| | 大型車 | 時速10km以下の走行時間につき | 1分40秒までごとに90円 |
| | 普通車 | 時速10km以下の走行時間につき | 1分50秒までごとに90円 |
| 時間制運賃 | 特大車 | 30分までごとに | 3,370円 |
| | 大型車 | 30分までごとに | 3,210円 |
| | 普通車 | 30分までごとに | 3,040円 |
| 深夜・早朝割増 | 22時から5時まで | | 2割増 |
| 迎車回送料金 | 回送距離について、1km又は2kmを限度として実車扱いとし、初乗り運賃額を限度とする。 | | |
| 障害者割引 | (身障者・療育手帳にある写真を確認後に割引とする。) | | 1割引 |

タクシー運賃改定謹告

＜消費税引上げに伴う転嫁措置＞

毎度タクシーをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

このたび、消費税率が8%から10%へ引上げられることに伴いまして、当地区のタクシー運賃を10月1日から下記のとおり改定させていただく事となりましたので、なにとぞご了承の程よろしくお願い申し上げます。

業界におきましては、輸送の安全とサービスの向上により一層の努力を致してまいりますので、今後とも変わらぬご愛顧の程お願い致します。

令和元年年9月27日

一般社団法人埼玉県乗用自動車協会

改定運賃＜埼玉県B地区(県北、秩父の各交通圏)＞

| 種別 | 車種 | 上限運賃及び料金 | |
|----------|--|------------------|-------------------|
| 距離制運賃 | 特大車 | 初乗2kmまで830円 | 加算257mまでを増すごとに90円 |
| | 大型車 | 初乗2kmまで780円 | 加算274mまでを増すごとに90円 |
| | 普通車 | 初乗2kmまで740円 | 加算294mまでを増すごとに90円 |
| 時間距離併用運賃 | 特大車 | 時速10km以下の走行時間につき | 1分35秒までごとに90円 |
| | 大型車 | 時速10km以下の走行時間につき | 1分40秒までごとに90円 |
| | 普通車 | 時速10km以下の走行時間につき | 1分50秒までごとに90円 |
| 時間制運賃 | 特大車 | 30分までごとに | 3,370円 |
| | 大型車 | 30分までごとに | 3,210円 |
| | 普通車 | 30分までごとに | 3,040円 |
| 深夜・早朝割増 | 22時から5時まで | | 2割増 |
| 迎車回送料金 | 回送距離について、1km又は2kmを限度として、実車扱いとし、初乗り運賃額を限度とする。 | | |
| 障害者割引 | (身障者・療育手帳にある写真を確認後に割引とする。) | | 1割引 |